

政令第五十号

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）第四条第二項、第四項、第六項及び第八項並びに同条第九項ただし書及び第十項ただし書（これらの規定を同法第五条第十三項において準用する場合を含む。）、第五条第二項、第四項、第六項、第八項、第十項及び第十二項、第六条第二項、第九条第二項並びに第十三条第二項及び第三項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

附則別表を次のように改める。

附則別表（附則第二条関係）

都道府県	地	域	割合
宮城県	富谷市		百分の四

					埼玉県	栃木県	茨城県	
					蕨市	生町 下都賀郡野木町 塩谷郡塩谷町	猿島郡境町 北相馬郡利根町	宮城郡利府町
					狭山市 ふじみ野市	河内郡上三川町 芳賀郡茂木町 芳賀郡市貝町 芳賀郡芳賀町 下都賀郡壬	結城市 那珂市 坂東市 稲敷市 かつみがうら市 つくばみらい市 東茨城郡大洗町 稲敷郡美浦村 稲敷郡阿見町 結城郡八千代町 猿島郡五霞町	
					新座市 桶川市 富士見市 鶴ヶ島市			
					北本市 八潮市 蓮田市 日高市 吉川市 白岡市 北足立郡伊奈町 入間郡三芳町 入間郡毛呂山町 入間郡越生町 比企郡嵐山町 比企郡小川町			
					比企郡川島町 比企郡吉見町 比企郡鳩山町 比企郡ときがわ町 秩父郡横			
					瀬町 秩父郡皆野町 秩父郡長瀨町 秩父郡小鹿野町 秩父郡東秩父村 児			
					百分の四	百分の四	百分の四	百分の一
					百分の八			
					百分の十			
					百分の十三			

東京都				千葉県			
西多摩郡日の出町	西多摩郡檜原村	利島村	神津島村	御蔵島村	青ヶ島	百分の十	
武蔵村山市						百分の十一	
羽村市						百分の十四	
小金井市						百分の十六	
南町	夷隅郡大多喜町	夷隅郡御宿町	安房郡鋸南町				
町	長生郡睦沢町	長生郡長生村	長生郡白子町	長生郡長柄町	長生郡長		
郡神崎町	香取郡多古町	香取郡東庄町	山武郡九十九里町	山武郡横芝光			
鴨川市	鎌ヶ谷市	白井市	富里市	南房総市	山武市	大網白里市	香取
							百分の四
八千代市	四街道市						百分の八
習志野市							百分の十三
我孫子市							百分の十四
	北葛飾郡松伏町						
	玉郡美里町	児玉郡神川町	児玉郡上里町	大里郡寄居町	南埼玉郡宮代町		

			静岡県	岐阜県	山梨県	富山県			神奈川県		
	愛知県		湖西市 賀茂郡東伊豆町 賀茂郡南伊豆町 賀茂郡西伊豆町 田方郡函南町	瑞穂市	上野原市	中新川郡舟橋村	町 足柄上郡開成町 足柄下郡真鶴町 足柄下郡湯河原町 愛甲郡清川村	綾瀬市 中郡大磯町	海老名市 座間市	逗子市	村
稲沢市 東海市 大府市 知立市 尾張旭市 岩倉市 愛西市 清須市 北	日進市	駿東郡清水町 周智郡森町					南足柄市 高座郡寒川町 足柄上郡中井町 足柄上郡大井町 足柄上郡山北				
百分の八	百分の十四		百分の四	百分の一	百分の一	百分の一	百分の八	百分の十一	百分の十二	百分の十三	

	名古屋市 あま市 長久手市 愛知郡東郷町 丹羽郡大口町 丹羽郡扶桑町 海部郡大治町 海部郡蟹江町 知多郡阿久比町 知多郡東浦町	
三重県	高浜市 知多郡南知多町 知多郡美浜町 知多郡武豊町 額田郡幸田町 いなべ市 桑名郡木曾岬町 員弁郡東員町 三重郡菰野町 三重郡朝日町 三重郡川越町 多気郡多気町 多気郡明和町 度会郡玉城町 度会郡度会町 度会郡大紀町 度会郡南伊勢町 南牟婁郡御浜町 南牟婁郡紀宝町	百分の七 百分の四 百分の四
滋賀県	野洲市 湖南市 米原市 蒲生郡日野町 蒲生郡竜王町 愛知郡愛荘町 犬上郡豊郷町 犬上郡甲良町 犬上郡多賀町	百分の四
京都府	長岡京市 城陽市 八幡市 乙訓郡大山崎町 相楽郡精華町 綴喜郡井手町 綴喜郡宇治田原町 相楽郡笠置町 相楽郡和束町 相楽郡南	百分の十四 百分の八 百分の七
大阪府	山城村 船井郡京丹波町 与謝郡伊根町 与謝郡与謝野町 高石市 大阪狭山市	百分の十三

奈良県	兵庫県	
<p>御所市 生駒市 葛城市 宇陀市 山辺郡山添村 生駒郡平群町 生駒郡三郷町 生駒郡斑鳩町 生駒郡安堵町 磯城郡川西町 磯城郡三宅町 磯城郡田原本町 宇陀郡曾爾村 宇陀郡御杖村 高市郡高取町 北葛城郡上牧町 北葛城郡広陵町 北葛城郡河合町 吉野郡黒滝村 吉野郡天川村 吉野郡野迫川村 吉野郡上北山村 吉野郡東吉野村</p>	<p>郡町 佐用郡佐用町  町 神崎郡市川町 神崎郡福崎町 神崎郡神河町 揖保郡太子町 赤穂郡上  加西市 南あわじ市 淡路市 川辺郡猪名川町 加古郡稲美町 加古郡播磨</p>	<p>高砂市  豊能郡能勢町  南河内郡河南町 南河内郡千早赤阪村  貝塚市 摂津市 四條畷市 三島郡島本町 豊能郡豊能町 泉北郡忠岡町  松原市</p>
<p>百分の四</p>	<p>百分の四</p>	<p>百分の八  百分の八  百分の十一  百分の十二</p>

広島県	江田島市 安芸郡府中町 安芸郡熊野町 山県郡北広島町	百分の四
香川県	木田郡三木町	百分の一
福岡県	筑後市 大野城市 古賀市 嘉麻市 那珂川市 糟屋郡篠栗町 糟屋郡志免町 糟屋郡須恵町 糟屋郡久山町 遠賀郡芦屋町 遠賀郡岡垣町 遠賀郡遠賀町 鞍手郡小竹町 鞍手郡鞍手町 嘉穂郡桂川町 朝倉郡筑前町 三井郡大刀洗町 三潞郡大木町 八女郡広川町 田川郡香春町 田川郡糸田町 田川郡川崎町 田川郡大任町 田川郡赤村 田川郡福智町 京都郡みやこ町 築上郡吉富町 築上郡上毛町 築上郡築上町	百分の四
<p>備考 この表に掲げる名称は、令和八年四月一日における名称とし、この表に定める地域は、これらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるこれらの名称の変更又はこれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。</p>		

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和八年四月一日から施行する。

(適用区分)

2 この政令による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

## 理由

公務員給与における地域手当の改定を踏まえ、国会議員の選挙等に係る投票所経費等の額の加算を行う割合を改める必要があるからである。